## 厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112 号)別表の377 基本要件適合性チェックリスト(耳管機能検査装置)

## 第一章 一般的要求事項

当該機器       への適用・       適合の方法       特定文書の確認	
	п
	3
不適用	
(設計) 適用 要求項目を含む認 医療機器及び体外診断用医	薬品の製造管
第1条 医療機器(専ら動物のために   知された基準に適合   理及び品質管理の基準に関	引する省令(平
使用されることが目的とされている することを示す。 成 16 年 厚生労働省令第 16	69 号)
ものを除く。以下同じ。)は、当該医	
療機器の意図された使用条件及び	
⇒= /··· (- ) → 1□ (- ) →	
用还仁及(、太仁、公安仁心)、汉	クマネジメント
州和職及の経験を有し、並のに教	.> (> .> )
用者によって適正に使用された場とを示す。	
合において、患者の臨床状態及び	
安全を損なわないよう、使用者及び	
第三者(医療機器の使用にあたっ)	
て第三者の安全や健康に影響を及	
ぼす場合に限る。)の安全や健康	
を害すことがないよう、並びに使用	
の際に発生する危険性の程度が、	
その使用によって患者の得られる	
有用性に比して許容できる範囲内	
にあり、高水準の健康及び安全の	
確保が可能なように設計及び製造	
されていなければならない。	
(リスクマネジメント) 適用 該当機器に適用され JIS T 0601-1: 医用電気機器	第1部:安全
第2条 医療機器の設計及び製造 るべき最新技術に立 に関する一般的要求事項のう	ち7項以降で
に係る製造販売業者又は製造業 脚した JIS(IEC)、そ 引用している項目	
者(以下「製造販売業者等」とい の他の安全規格に	
う。)は、最新の技術に立脚して医 適合していることを示	
療機器の安全性を確保しなけれす。	
ばならない。危険性の低減が要求	
される場合、製造販売業者等は 条件事についての酵をする保険 認知された規格に従 JIS T 14971: 医療機器-リン	スクマネジメント
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
エが引行でもいる単四ドリ(この)のこで	
断されるように危険性を管理しな 画・実施されているこ	
ければならない。この場合においとを示す。	
て、製造販売業者等は次の各号	
に掲げる事項を当該各号の順序	
に従い、危険性の管理に適用し	
なければならない。	
一 既知又は予見し得る危害を識	
別し、意図された使用方法及	
び予測し得る誤使用に起因す	
る危険性を評価すること。	
二前号により評価された危険性	
を本質的な安全設計及び製造	
を通じて、合理的に実行可能な	
限り除去すること。	
三 前号に基づく危険性の除去を	
行った後に残存する危険性を	

基本要件	当該機器 への適用・ 不適用	適合の方法	特定文書の確認
適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。 (医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を含む認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成 16 年 厚生労働省令第 169 号)
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した 医療機器の製品の寿命の範囲内 において当該医療機器が製造販 売業者等の指示に従って、通常の 使用条件下において発生しうる負 荷を受け、かつ、製造販売業者等 の指示に従って適切に保守された 場合に、医療機器の特性及び性能 は、患者又は使用者若しくは第三 者の健康及び安全を脅かす有害な 影響を与える程度に劣化等による 悪影響を受けるものであってはなら ない。	適用	要求項目を含む認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。	適用	要求項目を含む認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用

基本要件	当該機器 への適用・ 不適用	適合の方法	特定文書の確認
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用		耳管機能検査装置にはTTAG法、インピーダンス法、音響法及び加圧減圧法の4種類の検査法が含まれるが、製品により採用している検査法及びその組み合わせが異なる。
		便益性を検証する ために、認知された 規格に適合してい ることを示す。	耳管機能検査装置の性能を以下のとおり規定する。  1. 外耳道圧計測部(TTAG 法又は加圧減圧法を備える場合) 圧力計及び加圧源を供試機器の外耳道用プローブに連結し、加圧源により供試機器の測定範囲の上限と下限付近を含む加減圧を行い、その際の外耳道圧計測部の基準器(圧力計)に対する測定誤差を確認する。加圧減圧法を備える製
			品の場合には、供試機器により加減圧を 行ってもよい。 誤差が±5% 以下(ただ し 40 daPa 未満の圧力については±2 daPa 以下) であること。  2. 外耳道音圧レベル計測部(音響法を備 える場合)  JIS C 5515:「標準コンデンサマイクロホ ン」に適合するマイクロホン、又は JIS C 1502:「普通騒音計」か JIS C 1505:「精 密騒音計」に適合する騒音計を発音体
			とともに供試機器の外耳道用プローブに連結し、供試機器の測定音圧レベル範囲の上限と下限付近を含む音を発生し、外耳道音圧レベル計測部の基準器(標準マイクロホン又は騒音計)に対する測定誤差を確認する。 基準とする計測レベルにおける誤差が±4 dB 以下であること。
			3. 外耳道音響インピーダンス計測部(インピーダンス法を備える場合) 供試機器の外耳道用プローブに対して、 IEC 60645-5: Audiological equipment - Part 5: Instruments for the measurement of aural acoustic impedance/admittance 6.2 Impedance/admittance measuring system による試験法に従って試験を行い、音響インピーダンス(等価容積)の測定誤差が ±5%以下(ただし 3 cm <sup>3</sup> 未満の等価容積については±10%以下、1 cm <sup>3</sup> 未満に
			ついては $\pm 0.1  \mathrm{cm}^3$ 以下)であること。

	当該機器		
基本要件	への適用・	適合の方法	特定文書の確認
<b>基件女</b> 们	. —	通口 シンカム	小人之人 目 4 2 4 年 6 月
	不適用		4. 外耳道加圧部の加圧範囲(加圧減圧法を備える場合) シリンダを用いるものについては最大気量が 10 cm <sup>3</sup> を超えないこと。ダイヤフラムを用いるものについては最大圧力が±600 daPa(デカパスカル)を超えないこと。また、1000 daPa 以下で作動する過大圧の自動開放機構を備えること。自動開放圧の精度は外耳道用プローブを連結して確認する。  5. 鼻咽腔圧計測部(TTAG 法又はインピーダンス法を備える場合) 圧力計及び加圧源を供試機器の鼻咽腔用プローブに連結し、加圧源により供試機器の測定範囲の上限と下限付近を含む加減圧を行い、その際の鼻咽腔圧計測部の基準器(圧力計)に対する測定誤差を確認する。誤差が±10%以下であ
		認知された規格に従ってリスク管理が計 画・実施されていることを示す。	ること。 6. 鼻咽腔加音部の調整範囲(音響法を備える場合)  JIS C 5515「標準コンデンサマイクロホン」に適合するマイクロホン、又は JIS C 1502:「普通騒音計」か JIS C 1505:「精密騒音計」に適合する騒音計を供試機器の鼻咽腔用プローブに連結し、供試機器の上限のレベルの音を発生し、基準器(標準マイクロホン又は騒音計)により音圧レベル(dB)を確認する。音圧レベルの上限が(許容誤差を含んで)138 dBを超えないこと。  JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用

第二章 設計及び製造要求事項

が二十一 版目人の私と文化する	弗→早   設計及い製道要水争項				
基本要件	当該機器へ の適用・不 適用	適合の方法	特定文書の確認		
(医療機器の化学的特性等)					
第7条 医療機器は、前章の要件を 満たすほか、使用材料の選定に ついて、必要に応じ、次の各号に 掲げる事項について注意が払われ た上で、設計及び製造されていな ければならない。					
一 毒性及び可燃性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 – リスクマネジメント の医療機器への適用		
二 使用材料と生体組織、細胞、体 液及び検体との間の適合性	不適用	本品目は健常な皮膚(外耳道、鼻腔入口部を含む)以外には接触しない。			
三 硬度、摩耗及び疲労度等	適用	認知された規格・基準の該当する項目に 適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全 に関する一般的要求事項 43 火事の防止		
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるように設計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	不適用	汚染物質及び残留 物質が発生する機器 ではない。			
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならず、また、医療機器の用途が医薬品の投与である	不適用	各種材料、物質及び ガスと併用される機 器ではない。 医薬品の投与を意図			
場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。		する機器ではない。			
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品、薬剤を含む機器ではない。			

	当該機器へ		
基本要件	の適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
5 医療機器は、当該医療機器から溶	適用	認知された規格に従	JIS T 14971: 医療機器 ーリスクマネジメント
出又は漏出する物質が及ぼす危		ってリスク管理が計	の医療機器への適用
険性が合理的に実行可能な限り、		画・実施されているこ	
適切に低減するよう設計及び製造		とを示す。	
されていなければならない。			
6 医療機器は、合理的に実行可能	適用	認知された規格に従	JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメント
な限り、当該医療機器自体及びそ		ってリスク管理が計	の医療機器への適用
の目的とする使用環境に照らして、		画・実施されているこ	
偶発的にある種の物質がその医療		とを示す。	
機器へ侵入する危険性又はその医			
療機器から浸出することにより発生			
する危険性を、適切に低減できるよ			
う設計及び製造されていなければ			
ならない。			
(微生物汚染等の防止)	•		
第8条 医療機器及び当該医療機			
器の製造工程は、患者、使用者			
及び第三者(医療機器の使用に			
あたって第三者に対する感染の			
危険性がある場合に限る。) に対			
する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行			
可能な限り、適切に除去又は軽			
減するよう、次の各号を考慮して			
設計されていなければならない。			
一 取扱いを容易にすること。	不適用	この機器に生物由	
		来の物質は含まれ	
		ていない	
二 必要に応じ、使用中の医療機	不適用	この機器に非け由	
器からの微生物漏出又は曝露		来の組織、細胞及	
を、合理的に実行可能な限り、		び物質は含まれて	
適切に軽減すること。		いない。	
三 必要に応じ、患者、使用者及	不適用	この機器にヒト由来の	
び第三者による医療機器又は検		組織、細胞及び物質	
体への微生物汚染を防止するこ		は含まれていない。	
E		> = 1/1/ HH > - /1 - // - 1	
2 医療機器に生物由来の物質が組	不適用	この機器に生物由	
み込まれている場合、適切な入手		来の物質は含まれ	
先、ドナー及び物質を選択し、妥		ていない	
当性が確認されている不活性化、			
保全、試験及び制御手順により、			
感染に関する危険性を、合理的か			
つ適切な方法で低減しなければな			
らない。			

基本要件	当該機器へ の適用・不 適用	適合の方法	特定文書の確認
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以、当該非ヒト由来組織等」という。)は、当該非ヒト由来組織等の使用目的にでごて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原業を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験と地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及ではいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の伝統では、かっ、ウィルスその他の伝統では、かっため、妥当性がでは、かっため、妥当性がでは、かっため、妥当性がである方法を用いて、当該で機器の製造工程においる方法を用いて、当ない。	不適用	この機器に非ヒト由来の組織、細胞及び物質は含まれていない。	
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の伝搬性感染症対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	この機器にとい由来の組織、細胞及び物質は含まれていない。	
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	特別な微生物学的状態にある機器ではない。	
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌された機器ではない。	

	当該機器へ		
基本要件	の適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
7 滅菌又は特別な微生物学的状態	不適用	滅菌された機器では	
にあることを表示した医療機器は、		ない。	
妥当性が確認されている適切な方			
法により滅菌又は特別な微生物学			
的状態にするための処理が行われ			
た上で製造され、必要に応じて滅			
菌されていなければならない。		. D. H. ( S. S. Life man)	
8 滅菌を施さなければならない医療	不適用	滅菌された機器では	
機器は、適切に管理された状態で		ない。	
製造されなければならない。			
9 非滅菌医療機器の包装は、当該	不適用	所定の清浄度が必	
医療機器の品質を落とさないよう所		要な機器ではない。	
定の清浄度を維持するものでなけ			
ればならない。使用前に滅菌を施	不適用	使用前に滅菌を施さ	
さなければならない医療機器の包 装は、微生物汚染の危険性を最小		なければならない機	
表は、		器ではない。	
ならない。この場合の包装は、滅			
対象を表現した適切なものでな			
ければならない。			
10 同一又は類似製品が、滅菌及び	不適用	滅菌及び非滅菌の	
非滅菌の両方の状態で販売される	. I. WEI / II	両方の状態で供給さ	
場合、両者は、包装及びラベルに		れるものではない。	
よってそれぞれが区別できるように		4000 × C10.20. 8	
しなければならない。			
(製造又は使用環境に対する配慮)			
	適用	認知された規格に従	JIS T 14971:医療機器 – リスクマネジメント
医療機器が、他の医療機器又は体外		ってリスク管理が計	の医療機器への適用
診断薬又は装置と組み合わせて使用		画・実施されているこ	
される場合、接続系を含めたすべての		とを示す。	
組み合わせは、安全であり、各医療機			WORDSON A CHECKER WAS SELECTED AND ASSESSED.
器又は体外診断薬が持つ性能が損			JIS T 0601-1-1: 医用電気機器 第1部:安
なわれないようにしなければならない。		準の該当する項目に	全に関する一般的要求事項 第1節:副通
組み合わされる場合、使用上の制限		適合することを示す。	則 医用電気システムの安全要求事項(製
事項は、直接表示するか添付文書に			品が医用電気システムとなる場合に適用)
明示しておかなければならない。		   接続を意図した機器	   添付文書
		接続を息めした機器   に関して添付文書に	
		て規定する。	
第9条 医療機器については、次の		√/9L/\L / 0/0	
各号に掲げる危険性が、合理的か			
つ適切に除去又は低減されるよう			
に設計及び製造されなければなら			
ない			
一 物理的特性に関連した傷害の	適用	認知された規格・基	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全
危険性		準の該当する項目に	に関する一般的要求事項
		適合することを示す。	21 機械的強度
			23 表面、角及び縁
			24 正常な使用時における安定性
		I	I

	当該機器へ		
基本要件	の適用・不 適用	適合の方法	特定文書の確認
二 合理的に予測可能な外界から の影響又は環境条件に関連する 危険性	適用	認知された規格・基準の該当する項目に 適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全 に関する一般的要求事項 10 環境条件
			JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則-電磁両立性-要求事項及び試験36.202 イミュニティ
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する 危険性	不適用	併用して用いる物質はない。	
四 物質が偶然医療機器に侵入す る危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 – リスクマネジメント の医療機器への適用
五 検体を誤認する危険性	不適用	検体を扱う機器では ない。	
六 研究又は治療のために通常使 用される他の医療機器又は体外 診断用医薬品と相互干渉する危 険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 ーリスクマネジメント の医療機器への適用
七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	不適用	保守又は較正が不可能な機器ではない。	
2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は 爆発の危険性を最小限度に抑える よう設計及び製造されていなけれ ばならない。可燃性物質又は爆発 誘因物質に接触して使用される医 療機器については、細心の注意を 払って設計及び製造しなければな らない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目 に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全 に関する一般的要求事項 25 飛散物 43 火事の防止
3 医療機器は、すべての廃棄物の 安全な処理を容易にできるように設 計及び製造されていなければなら	不適用	特別な廃棄手続きを 要するものはない。	
ない。			
(測定又は診断機能に対する配慮)			
第10条 測定機能を有する医療機器 は、その不正確性が患者に重大な 悪影響を及ぼす可能性がある場 合、当該医療機器の使用目的に照 らし、十分な正確性、精度及び安 定性を有するよう、設計及び製造さ れていなければならない。正確性 の限界は、製造販売業者等によっ	不適用	不確かさが患者に重大な悪影響を及ぼすことはない。	
の限外は、製造販売業有等によっ て示されなければならない。			

基本要件	当該機器へ の適用・不 適用	適合の方法	特定文書の確認
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	適用	要求項目を含む認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令 (平成 16 年 厚生労働省令第 169 号)
3 診断用医療機器の性能が較正器 又は標準物質の使用に依存してい る場合、これらの較正器又は標準 物質に割り当てられている値の遡 及性は、品質管理システムを通し て保証されなければならない。	適用	要求項目を含む認知された基準に適合することを示す。認知された規格・基準の該当することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(厚生労働省令第 169 号)  IEC 60645-5 Audiological equipment - Part 5: Instruments for the measurement of aural acoustic impedance/admittance 6 Demonstration of conformity with specification, 7 Calibration cavities  JIS C 5515 「標準コンデンサマイクロホン」、JIS C 1502: 「普通騒音計」又はJIS C 1505: 「精密騒音計」
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	適用	認知された規格に 従ってリスク管理が 計画・実施されてい ることを示す。	JIS T 14971: 医療機器 – リスクマネジメント の医療機器への適用
5 数値で表現された値については、 可能な限り標準化された一般的な 単位を使用し、医療機器の使用者 に理解されるものでなければならな い。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に 適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全 に関する一般的要求事項 6.3 制御機器及び計器の表示
第11条 医療機器は、その使用目的 に沿って、治療及び診断のために 適正な水準の放射線の照射を妨げ ることなく、患者、使用者及び第三 者への放射線被曝が合理的、かつ 適切に低減するよう設計、製造及 び包装されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によって制御できるように設計されていなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。	

当該機器への適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
不適用	放射線を照射する機器ではない。	
適用(CR Tを有す る機器の 場合)	認知された規格・基準の該当する項目に 適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全 に関する一般的要求事項 29.2 X線
不適用	放射線を照射する機器ではない。	
適用(電 子プログラムシステムを内蔵する場合)	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全 に関する一般的要求事項 52 異常作動及び故障状態 JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメント の医療機器への適用
	適不適Tる場不不不面用用プシを場用用用用用(ロス内合)に口ス内合用用用でででのののののののでののの <td>適用 不適用  が射線を照射する機 器ではない。  満角 (CR Tを有まの) 場合 が 表 を 照射 ではない。  不適用  不適用  が射線を照射する機 のようることを示す。 が影響ではない。  不適用  が射線を照射する機 のようる機 のようる機 のようる機 のいる がいる がいる のがある のがある のがある のがある のがある のがある のがある のがあ</td>	適用 不適用  が射線を照射する機 器ではない。  満角 (CR Tを有まの) 場合 が 表 を 照射 ではない。  不適用  不適用  が射線を照射する機 のようることを示す。 が影響ではない。  不適用  が射線を照射する機 のようる機 のようる機 のようる機 のいる がいる がいる のがある のがある のがある のがある のがある のがある のがある のがあ

基本要件	当該機器への適用・不	適合の方法	特定文書の確認
	適用		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていなければならない。	不適用	この製品の電源状態は、患者の安全に直結しない。	
3 外部電源医療機器で、停電が患者 の安全に直接影響を及ぼす場合、 停電による電力供給不能を知らせる 警報システムが内蔵されていなけれ ばならない。	不適用	この製品の電源状態は、患者の安全に直結しない。	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上 をモニタに表示する医療機器は、患 者が死亡又は重篤な健康障害につ ながる状態に陥った場合、それを使 用者に知らせる適切な警報システム が具備されていなければならない。	不適用	臨床パラメータをモニタする機器ではない。	
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目 に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則-電磁両立性-要求事項及び試験
6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目 に適合することを示す。	JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則-電磁両立性-要求事項及び試験
7 医療機器が製造販売業者等により 指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及 び単一故障状態において、偶発的 な電撃リスクを可能な限り防止できる よう設計及び製造されていなければ ならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目 に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全 に関する一般的要求事項 13 一般 14 分類に関する要求事項 15 電圧及び/又はエネルギーの制限 16 外装及び保護カバー 17 分離 18 保護接地、機能接地及び等電位化 19 連続漏れ電流及び患者測定電流 20 耐電圧
(機械的危険性に対する配慮)	У <del>Д</del> П	37 6 6 1 2 EF 16 44	WO TO OCCUPATE THE FEBRUARY AND A A
第13条 医療機器は、動作抵抗、不 安定性及び可動部分に関連する機 械的危険性から、患者及び使用者 を防護するよう設計及び製造されて いなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全 に関する一般的要求事項 21 機械的強度 23 表面、角及び縁 24 正常な使用時における安定性

	当該機器へ					
基本要件	の適用・不	適合の方法	特定文書の確認			
21211	適用		14/C/C E > DEBE			
2 医療機器は、振動発生が仕様上の	不適用	リスクを伴う振動を発				
性能の一つである場合を除き、特に		生する機器ではな				
発生源における振動抑制のための		V √°				
技術進歩や既存の技術に照らして、						
医療機器自体から発生する振動に						
起因する危険性を実行可能な限り						
最も低い水準に低減するよう設計及						
び製造されていなければならない。						
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の	適用	認知された規格に従				
性能の一つである場合を除き、特に	<u> </u>	ってリスク管理が計	JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメント			
発生源における雑音抑制のための		画・実施されているこ	の医療機器への適用			
技術進歩や既存の技術に照らして、		とを示す。	- E-7/17/AHH - 2/2/19			
医療機器自体から発生する雑音に		C271, 9 0				
起因する危険性を、可能な限り最も						
低水準に抑えるよう設計及び製造さ						
れていなければならない。						
4 使用者が操作しなければならない	適用	認知された規格に従				
電気、ガス又は水圧式若しくは空圧	週用	おかられいこ	JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメント			
式のエネルギー源に接続する端末		画・実施されているこ	の医療機器への適用			
及び接続部は、可能性のあるすべて			V / △ / / / / / / / / / / / / / / / / /			
の危険性が最小限に抑えられるよ		とを示す。				
う、設計及び製造されていなければ						
ならない。						
5 医療機器のうち容易に触れることの	適用	認知された規格・基	JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全			
できる部分(意図的に加熱又は一定		準の該当する項目	に関する一般的要求事項			
温度を維持する部分を除く。)及び		に適合することを示	42 過度の温度			
その周辺部は、通常の使用におい		す。				
て、潜在的に危険な温度に達するこ						
とのないようにしなければならない。						
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)						
第14条 患者にエネルギー又は物質	適用	認知された規格に従	JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメント			
を供給する医療機器は、患者及び	, ~== / I+		の医療機器への適用			
使用者の安全を保証するため、供給		画・実施されているこ				
量の設定及び維持ができるよう設計		とを示す。				
及び製造されていなければならな						
い。		認知された規格・基				
. 0		準の該当する項目	IEC 60645-5 Audiological equipment -			
		に適合することを	Part 5: Instruments for the measurement			
		示す。	of aural acoustic impedance/admittance			
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れの	適用	認知された規格に従	5.1.3 Probe signal level JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメント			
2 医療機器には、危険が及ぶ窓れの ある不適正なエネルギー又は物質	週川	認知された規格に使   ってリスク管理が計	JIS   14971: 医療機器-リスクマネンメント   の医療機器への適用			
			V/区/尻(茂砧* ^V/ 旭 川 			
の供給を防止又は警告する手段が		画・実施されているこ	IEC 60645-5 Audiological equipment - Part			
具備され、エネルギー源又は物質の供外源などの生除量のエネルギ		とを示す。	5: Instruments for the measurement of aural			
の供給源からの危険量のエネルギ			acoustic impedance/admittance 5.1.3			
一や物質の偶発的な放出を可能な			Probe signal level			
限り防止する適切な手段が講じられ						
ていなければならない。						

基本要件  3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されていなければならない。 操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなけれ	当該機器へ の適用・不 適用 適用	適合の方法 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	特定文書の確認  JIS T 14971: 医療機器-リスクマネジメント の医療機器への適用
(自己検査医療機器等に対する配慮) 第15条 自己検査医療機器又は自己 投薬医療機器(以下「自己検査医療 機器等」という。)は、それぞれの使 用者が利用可能な技能及び手段並 びに通常生じ得る使用者の技術及 び環境の変化の影響に配慮し、用 途に沿って適正に操作できるように 設計及び製造されていなければなら	不適用	自己検査医療機器、 自己検査体外診断 薬、自己投薬機器で はない。	
ない。 2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するように設計及び製造されていなければならない。	不適用	自己検査医療機器、 自己検査体外診断 薬、自己投薬機器で はない。	
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならない。 (製造業者・製造販売業者が提供する情		自己検査医療機器、 自己検査体外診断 薬、自己投薬機器で はない。	

	// <del>24</del> 100 00		
基本要件	当該機器へ の適用・不 適用	適合の方法	特定文書の確認
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用	認知された規格・基準の該当する項目に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	「医療機器の添付文書の使用上の注意記載要領について」(薬食発第 0310004 号平成 17 年 3 月 10 日)  JIS T 14971: 医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用  JIS T 0601-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 6. 標識、表示及び文書
			JIS T 0601-1-1: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 第1節:副通則 医用電気システムの安全要求事項 6 標識、表示及び文書 及びその他の項目のラベル、附属文書に関する要求事項 JIS T 0601-1-2: 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項-第2節:副通則一電磁両立性-要求事項及び試験 6 標識、表示及び文書
(性能評価) 第16条 医療機器の性能評価を行う ために収集されるすべてのデータ	適用	性能評価を実施する場合には、認知され	医療機器の製造販売認証申請について (薬食発第0331032 号 平成17年3月31
は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。		場合には、認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	(条食発泉 0331032 芳 平成 17年 3月 31日)第2の1別紙2
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験 の実施の基準に関する省令(平成十 七年厚生労働省令第三十六号)に 従って実行されなければならない。	不適用	臨床試験が必要とされる機器ではない。	